

生駒市公平委員会規則第1号

不利益処分についての不服申立に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月28日

生駒市公平委員会委員長 上武 昌文

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和41年9月生駒市公平委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第12項後段中「事務吏員」を「事務職員」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。